（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

（地方財政法の一部改正）

第十一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「（平成二十二年法律第十九号）」の下に「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」を加える。

（地方交付税法の一部改正）

第十二条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の三第一項第二号中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に、「基準財政収入額」を「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改め、同条第四項中「この条」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条」に、「基準財政収入額」を「第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）

第八条　平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十四条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）	社会保険労務士の業務

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第十五条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）」に、「平成二十三年子ども手当支給法の」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の」に改める。

第二条第二項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」に改める。

第三条第一項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」に改め、同条第二項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法」を「第四項第六号及び第九号」を「第四項第七号及び第十一号」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一　調整対象都道府県　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分（あん）した額

ロ　平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ　平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ　平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二　調整対象外都道府県　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ　平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三条第四項第三号中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち」を「のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数　平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数